(案)

27 教職第 号 平成 27 年 月 日

県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を次のように定める。

愛知県教育委員会教育長

(目的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、県立学校に所属する教職員(非常勤職員を含む。以下「教職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 教職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害をいう。以下この対応要領において同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、教職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 教職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)をしなければならない。これに当たり、教職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(校長の責務)

第4条 校長は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければなら

ない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、 監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を 深めさせること。
- 二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 校長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 教職員が障害者に対し、不当な差別的取扱いを繰り返した場合、又は 過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供を繰り返した場合には、 その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該 当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

- 第6条 教職員による障害を理由とする差別に関する障害者及び家族その他の 関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口は、別に定める。
- 2 前項の窓口については、必要に応じて、相談や紛争解決に対応する職員の確保・充実を図るものとする。

(研修・啓発)

- 第7条 愛知県教育委員会は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、 教職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 新たに教職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理職となった教職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、研修を実施する。
- 3 教職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

別紙

県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の 措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と 比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対 する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮 を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の 状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。県立学校においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等)及び県立学校の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明 し、理解を得るよう努めるのが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提にしていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を劣後させる。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付等を拒む。
- 障害があることを理由に説明会等への出席を拒む。
- 事務又は事業の遂行上、特に必要でないにもかかわらず、障害があることを理由に、来校の際に保護者等の付き添い者の同行を求めるなどの条件を付ける。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、県立学校の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や 状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置 かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、

「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述

する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化 につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる学校等の建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 愛知県教育委員会がその事務又は事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

教職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明 し、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか 否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯 スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれた図書や資料等を取って渡す。
- 目的の場所まで付き添う際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、教室等の座席位置を 扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、教職員 が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話などのコミュニケーション手段を用いる。
- 意思疎诵が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 学校内で通常、口頭で行う案内を、紙にメモして渡す。
- 書類記入やノート等に書き取りをする際に、記入方法等を本人の目の前で示したり、わかりやすい記述で伝達したりする。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明する。
- 知的障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、 内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない表現は 避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記す るなどの分かりやすい配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替えたり、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- 板書等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保する。
- 車両等での送迎が必要な際に、乗降場所を校舎等の出入口に近い場所にする。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等 がある場合、当該障害者に説明の上、学校施設の状況に応じて別室を準備す る。

12

(相談体制の整備)

第6条 教職員による障害を理由とする差別に関する障害者及び家族その他の 関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口は、別に定める。

2 前項の窓口については、必要に応じて、相談や紛争解決に対応する職員の確保・充実を図るものとする。

相談窓口(案)

各県立学校 特別支援教育コーディネーター

教職員課 県立学校人事グループ

高等学校教育課 教科・定通指導グループ(特別支援教育コーディネーター担当)

特別支援教育課 指導グループ

総合教育センター 教育相談研究室・特別支援教育相談研究室

別紙1

障害を理由とする不当な差別的取扱い、合理的配慮の具体例

- 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 障害者であることのみを理由として、以下の取扱いを行うこと
- ○学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校 外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正
- ○社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと
- ○社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと
- ○窓口対応を拒否し、又は対応の順序を劣後させること
- ○資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒む こと
- ○試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果 を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること
- 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

当な理由のない条件を付すこと

- ○障害のある幼児児童生徒のため、通級による指導を実施する場合において、 また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること
- ○学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供 等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者である利用 者に障害の状況等を確認すること
- 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例
- (1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例
- ○学校が管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上 げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- ○配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡すこと
- ○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、 介助する位置(左右・前後・距離等)について、障害者の希望を聞いたりする こと
- ○介助等を行う保護者、他の児童生徒、支援員等の教室への入室、授業や試験で のパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可すること
- ○日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度は個人差があることに留意して、医療

13

機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り個々の状態や 必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をすることがないようにす ること

- ○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が 困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、近くに長椅子等を移動させ て臨時の休憩スペースを設けること
- ○災害時の警報音等が聞こえにくい障害者に対し、災害時に職員が直接災害を 知らせたり、緊急情報を視覚的に受容することができる警報設備等を用意し たりすること
- ○聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を 軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等 の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する こと
- ○移動に困難のある幼児児童生徒のために、保護者等が送迎するための駐車場 を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更 したりすること

(2) 意思疎通の配慮の具体例

- ○学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、 読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション、分かりやすい表現を 使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと
- ○情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供(聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなどに触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供)、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、知的障害に配慮した情報の提供(伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、なじみのない外来語は避ける等)を行うこと
- ○子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用や、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること
- ○知的障害のある幼児児童生徒に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉 を使うこと。例えば、教育活動を受ける際の「仮説」や「考察」など学習上必 要な言葉等の意味を具体的に説明して、理解を確認すること
- ○比喩表現等の理解が困難な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを 用いずに説明すること
- ○発達障害等により言葉だけを聞いて理解することが困難な障害者に対し、具体的・視覚的な考え方を工夫すること
- ○事務手続の際に、教職員や他の児童生徒等が必要書類の代筆をすること

(3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- ○学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、障害者が立って列 に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順 番が来るまで別室や席を用意すること
- ○学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等 に近い席を確保すること
- ○スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障害者を早めに入場 させ席に誘導したり、車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた 車椅子用以外の客席も使用できるようにしたりすること
- ○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張により、不随意の発声等が ある場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、施設の状況に応じて 別室を準備すること
- ○点字、拡大文字や音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、 授業で使用する教科書、資料や問題文を点訳ないし拡大したものやテキスト データを事前に渡すこと
- ○聞こえにくさのある児童生徒等の外国語のヒアリングの際に、音質・音量を 調整したり、文字による代替問題を用意したりすること
- ○知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること
- ○肢体不自由のある児童生徒等の体育の際に、上・下肢の機能に応じてボール 運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る 距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること
- ○慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動できない児童生徒 等に対し、運動量の軽減、代替できる運動を用意するなど、過度に予防的、排 除的になることなく、参加するための工夫をすること
- ○見え・読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による 学習評価を行ったりすること
- ○発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので採点を行ったりすること
- ○治療等のため学習空白が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機 会を確保する方法を工夫すること
- ○学校生活全般において、適切な対人関係形成の困難さがある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること
- ○実験実習などでグループワークができない児童生徒等や、実験の手順や試薬、

14

設備・機器の操作を混同し、作業が危険な児童生徒等に対し、個別の実験人や 実習課題の設定、個別のTA等を付けること

○入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字、拡大文字や音声読み上げ機能の使用等を許可する こと 別紙2

分野別の留意点

1 総論

権利条約のうち、教育分野について規定した第24条は、「インクルーシブ教育システム」(障害者を包容する教育制度)及び生涯学習の確保を締約国に求めている。

これらは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられることから排除されないこと、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要とされている。

また、国及び地方公共団体は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 4 条 第 2 項において、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならないとされているほか、障害者基本法第 16 条第 1 項において障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとされている。

学校教育分野においては、当該規定も踏まえて既に権利条約等への対応のための取組が進められており、合理的配慮等の考え方も、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下「報告」という。)を取りまとめた中央教育審議会初等中等教育分科会及び文部科学省高等教育局長決定により開催された「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」により示されている。

教育基本法第4条第2項による義務を負うのは国及び地方公共団体であるが、法の理念を踏まえ、学校教育 (専修学校及び各種学校における教育を含む)を行う事業者も、これらの有識者会議により示された考え方を参考とし、取組を一層推進することが必要である。これにより、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がない場合にも、適切と思われる配慮に関する建設的対話を働きかけるなどの自主的な取組も推進されることとなり、自ら意思を表明することが必ずしも容易ではない児童生徒等も差別を受けることのない環境の醸成につながることが期待される。

2 初等中等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供については、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応することが適当である。具体的には、主として以下の点に留意する。

- ア 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第24条第1項にある、 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可 能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能 とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われること が重要である。
- イ 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である。
- ウ 合理的配慮は、その障害のある幼児児童生徒一人一人の発達の程度、 適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とす ることが重要である。
- エ 合理的配慮は、その障害のある幼児児童生徒がその能力を可能な最大限度まで発達させるための十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。
- オ 移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、 個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等に より、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要である。

なお、学校教育分野において、障害のある幼児児童生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障害の早期発見・早期支援の必要性に鑑み、幼児教育段階や特別支援学校小学部等への入学時点において、意思の表明の有無に関わらず、幼児児童に対して適切と思われる支援を検討するため、幼児児童の障害の状態等の把握に努めることが望ましい。具体的には、保護者と連携し、プライバシーにも留意しつつ、地方公共団体が実施する乳幼児健診や就学前の療育・相談の結果を参考とすること、校内委員会において幼児児童の支援のニーズ等に関する実態把握を適切に行うこと等が考えられる。

(1) 合理的配慮の具体例

別紙1のほか、報告において整理された合理的配慮の観点や障害種別の 例及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルー シブ居行くシステム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータ ルサイト」も参考とすることが効果的である。 なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

(3) 相談体制の整備に関する留意点

学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第1項の規程により、私立 学校を含め、障害により特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する 全ての学校において、特別支援教育を実施することとされている。

初等中等教育段階の学校(以下、単に「学校」という。)の校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別し円学校のセンター的機能等も活用しながら、次の体制の整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

ア 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、2 (3)イに述べる校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校 との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「特別支 援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付ける。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに 十分留意し、学校において組織的に機能するよう努める。

イ 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障害のある又はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、 生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級担当教員、養護教 論、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者 などで構成される。

学校においては、主として学級担任や特別支援教育コーディネーター等が、幼児児童生徒・保護者等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を最初に受け付けることが想定される。各学校は、相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、設置者である教育委員会が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、

法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

(4) 研修・啓発に関する留意点

基本方針は、地域住民等に対する啓発活動として、「障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である」としている。

この周知・啓発において学校教育が果たす役割は大きく、例えば、障害者基本法第16条第3項にも規程されている障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習は、幼児児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場である。また、障害のある幼児児童生徒の保護者、障害のない幼児児童生徒の保護者とともに、このような学校教育に関わることにより、障害者に対する理解を深めていくことができる。

学校においては、学校教育が担う重要な役割を認識し、幼児児童生徒の 指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、研修等を通じて、法の 趣旨を理解するとともに、障害に関する理解を深めることが重要である。